

畜第540号
令和2年9月14日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
岩手県養豚振興会長
一般社団法人岩手県畜産協会会长理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県農業共済組合長理事

}様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



豚熱ワクチン接種区域内のワクチン非接種農場からの豚の導入及び精液・受精卵の購入等に係る対応について

日頃から、本県家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく、豚熱ワクチン接種区域から接種区域外への豚の移動等は制限されることになりますが、ワクチン接種が行われるまでの間は、指針上ワクチン非接種農場に該当し、生体、精液及び受精卵の移動は、県の内外を問わず移動可能となっております。

しかしながら、現在、国内で確認されているウイルス株は、強毒株と比較して病原性が低く、発症までの経過が長いことが確認されており、本病ウイルスの侵入防止及び早期発見に万全を期す必要があります。

このため、ワクチン接種区域内のワクチン非接種農場から豚の導入等を行う場合にあっては、下記により対応していただくよう、御理解と御協力をお願いします。

記

1 豚を導入する場合の農場の対応

- (1) 導入農場は、導入予定日の1か月前までに家畜保健衛生所に連絡し、日程等を調整するとともに、変更が生じた場合には隨時連絡すること。
- (2) 出荷農場において、出荷日から遡って7日以内に当該豚全頭を対象としたPCR検査及びエライザ検査により、陰性であることを確認すること。
- (3) 移動の際は、令和元年10月30日付け元消安第3144号に基づく交差汚染防止措置を講じること。
- (4) 導入農場は、導入後少なくとも21日間経過観察することとし、その際、可能な限り、既存豚群から隔離して飼養すること。



(5) 導入後、概ね1週間経過時にPCR検査を実施すること。

なお、検査対象頭数は30頭*（30頭に満たない場合は全頭。）とする。

* 95%の信頼度で10%の感染を検出できる頭数。

2 精液及び受精卵を購入する場合の農場の対応

- (1) 購入農場は、購入予定日の1か月前までに家畜保健衛生所に連絡し、日程等を調整するとともに、変更が生じた場合には隨時連絡すること。
- (2) 販売農場において、採精あるいは採卵した当該豚について、出荷日から遡って7日以内にPCR検査及びエライザ検査により、陰性であることを確認すること。
- (3) 採取した精液あるいは受精卵は、検査の結果が判明するまでの間、区分管理されていること。

【参考】ワクチン接種推奨地域設定後の導入及び検査対応について

	段階	導入	検査
ワクチン接種前	1 国がワクチン接種推奨地域に設定	可能	不要
	2 都道府県がワクチン接種プログラム作成		
	3 国がプログラムを確認		
	4 都道府県が接種区域を設定	検査後可能	必要
	5 接種区域のワクチン接種開始 出荷農場ワクチン接種前		
接種後	6 出荷農場がワクチン接種	不可能	

【 畜産課振興・衛生担当 熊谷芳浩 TEL019-629-5729 】

元消安第3144号
元生畜第987号
令和元年10月30日

岩手県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
生産局畜産振興課長

豚コレラワクチン接種に伴う肥育素豚等の供給の円滑化及び種豚又は肥育素豚を出荷した先の農場で豚コレラが発生した場合の種豚等の出荷元の農場に対する移動制限措置の適用について（依頼）

平素より、家畜衛生行政及び畜産振興の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

平成30年9月9日に我が国において26年振りに豚コレラが発生し、その後複数の県において農場での飼養豚及び野生イノシシでの豚コレラの発生が確認されたことに伴い、本年10月15日に「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成25年6月26日農林水産大臣公表）（以下「指針」という。）を一部改正するとともに、関係各県にはこれに基づき、豚コレラ発生農場や予防的ワクチン接種農場における対応を行うようお願いしているところです。

このような中、農林水産省が設定したワクチン接種推奨地域において、各県が作成したワクチン接種プログラムに基づいて予防的ワクチンの接種が開始されることに伴い、知事が豚コレラワクチンの接種命令を実施した区域（以下「接種区域」という。）から接種区域以外の地域への肥育素豚及び精液等の流通が停滞するおそれがあるとの相談が寄せられています。このため、貴職におかれましては、そのような事由で肥育素豚及び精液等の入手や販売先の確保に支障が生ずる農場があれば、まずは貴県内でのマッチングに努め、県内のみでは調整が困難な場合にあっては、当省から（一社）日本養豚協会及び全国農業協同組合連合会に別紙により協力を要請したので、貴県の養豚協会や経済連を通じて肥育素豚や精液の供給・確保が円滑に図られるようマッチングを行っていただくよう、御協力をお願いします。

また、出荷先の農場で出荷豚の導入後に豚コレラの発生が確認された場合、出荷元の種豚生産者や繁殖農場が疫学関連家畜飼養農場として移動制限措置が適用されることを懸念し、出荷を躊躇し種豚供給等が受けられないとの相談も複数の生産者から寄せられています。このため、今般、種豚や肥育素豚の移動について、下記のとおり整理したのでご承知いただくとともに発生農場における経営再開や、ワクチン接種区域内での肥育素豚導入等に必要となる種豚・肥育素豚の円滑な供給について、種豚生産者や繁殖農場の生産者を始めとする関係者の御理解・御協力が得られるよう、周知等をお願いします。

記

1 種豚等の出荷元の農場が、出荷先の農場で当該種豚等の導入後に豚コレラの発生が確認された場合であっても移動制限措置の対象外となる要件

人、物又は車両等によりウイルスを出荷元の農場に持ち帰ることによる交差汚染の防止措置として①～③のすべての条件を満たしていることを、家畜防疫員が記録等により確認出来ること。

- ① 子豚及び種豚を出荷先の農場に引き渡す際には、出荷先の農場とは異なる中継地点を設置し、出荷元で載せた運搬車両（以下「出荷車両」という。）から別の運搬車両（以下「運搬車両」という。）への載せ替えを行っていること。
- ② ①の載せ替え作業の際、出荷車両の運転手は、使い捨てのタイベックスツツ、ブーツカバー、手袋等を着用する等出荷車両の荷台や運転席の交差汚染の防止措置を講じていること。また、出荷車両の運転手は、積み替えに当たって使用した器具・筆記用具等がある場合は、極力使い捨てとする等により持ち帰らないとともに、やむを得ず出荷元農場まで持ち帰る場合は、予め作成する出荷元の農場の消毒マニュアルに基づき、出荷元の農場に到着するまでの間に消毒していること。消毒マニュアルには、有効な消毒薬を用いること、適切な濃度で消毒薬を使用すること及び十分に作用するための消毒時間を見切ることが規定されていること。
- ③ ①の出荷車両は、中継地点を出発し、出荷元の農場に到着するまでの間に車体、タイヤ及び荷台を十分に水洗し汚れなどを落とした後、予め作成する出荷元の農場の消毒マニュアルに基づき、出荷車両の消毒を行っていること。消毒マニュアルには、水洗後、十分量の消毒薬を用いることにより適切な濃度の消毒薬が車両にかかるようにするとともに、消毒前後に十分な出荷車両の乾燥期間を設け、消毒薬の効果が十分に発揮されるようにすることが規定されていること。

2 種豚等の出荷元農場が移動制限措置の対象となる場合

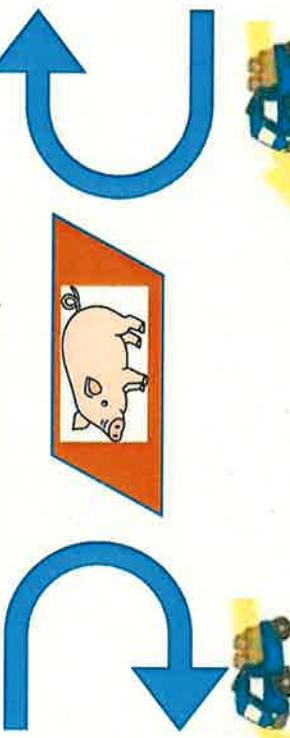
1 の①～③の全ての措置が確実に実施されていたことが記録等で確認できない場合には、出荷元の農場に対し、指針第12の1（3）に基づき、移動制限の措置が講じられることになります。

出荷先農場で豚コレラが発生した種豚・子豚出荷農場における 移動制限措置の有無について

A 種豚・子豚出荷農場

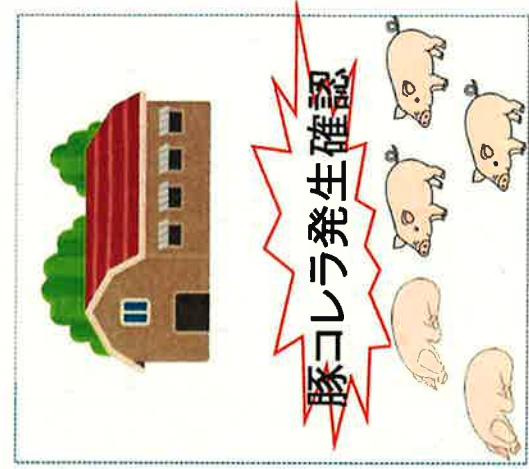
(疫学的に豚コレラの疑いがない)

- ①中間地點の利用
- ②載せ替え作業中の交差汚染防止



- ③車両の徹底した洗浄・消毒

B 養豚農場



人、物又は車両等によるB農場からA農場への上記①から③ウイルスの持ち帰り防止措置が記録等で適切に講じられていることを確認出来れば、

→A農場は移動制限とはならない

※交差汚染が確認された場合、指針に基づき、A農場は移動制限となる。

※豚コレラに関する特定家畜伝染病防護指針の第15「発生の原因究明」の調査の結果、移動した豚で陽性が確認されるなどA農場から豚コレラウイルス侵入が疑われる場合は、A農場の立ち入り検査等を実施し、検査結果判明まで移動自粛となる。ただし、A農場からの出荷直前にび出荷1週間前及び出荷直前に遺伝子検査陰性を確認すればこの限りではない。